

第 16 回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 平成 30 年 12 月 26 日 (水) 15 時 30 分～16 時 30 分

(場所) 中央合同庁舎第 2 号館 10 階 共用 10 階会議室

(議事) 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(案) に係る検討

【1 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(案) に係る検討】

- 会社法に基づく会計監査における監査報告書の記載区分等の変更について、日本公認会計士協会における検討状況について、秋山委員から以下の発言があった。
 - ・ 前回の議論を受けて協会の内部で確認をしたところ、法務省の意向として、監査基準の改定に基づき会社法の監査報告書も変更するということで、協会においても会社法の監査報告書の改正に向けて準備を進めている状況であり、独立行政法人の監査報告書を変更しても先走りではないという認識である。
- 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(案) に係る事務局の説明を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。
 - ・ 監事の責任については、今回の改訂において追加されることとなったが、それは今まであったものを強めるものではなく、明示されたにすぎないと理解している。その上で、一般企業、特に公開企業と比べると、独立行政法人では、内部統制システムの構築の状況やそれに対するリソースがおそらく潤沢ではないのだろうと推察しており、内部統制に依拠ができる公開企業の監査に比べると、監事の責任や守備範囲が広くなり得るのだろうと思われる。監事を支える体制なども含め、今後の課題ではないかと思う。
 - ・ 独立行政法人によっては、リスク管理に係る内部の組織に監事が組み込まれているところもある。法人の規模に応じてではあるが、そのような取組を何らかの形で独立行政法人にお願いできないか。
 - ・ 資料 2 の X ページ「3. 今後の発展について」の最終段落について、項目立てするなど監査品質の向上に関する記載がわかるようにしたほうがよいのではないか。
 - ・ 資料 2 の 2 ページ「以上のように」の段落について、文章がわかりづらいので、記載を工夫できないか。

- ・ 資料2の14ページに監事と会計監査人のコミュニケーションに関し、会計監査人の監事への報告義務が規定され、監事の会計監査人の報告徴収権が規定されているが、この方法は一方通行のように感じる。民間企業における監査役と会計監査人のコミュニケーションに関する実務を踏まえると、少し時代遅れではないか。今後の検討課題としてはどうか。
 - ・ 資料2の24ページ「(10)重要な偶発事象及び後発事象」について、(1)から(9)の記載を踏まえ、「～の旨」とするなど平仄を合わせたほうがいいのではないか。
 - ・ 会計監査人と会計検査院の関係について、今後何か検討する予定はあるか。
- 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(案)について、文案は座長一任とされた。また、事務局において、パブリックコメントや各府省等への意見照会を行うこととなった。

以上